

議案第24号

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、市営駐車場に係る定期駐車料金を改正するため。

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

石岡市営駐車場条例（平成17年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

定期駐車	1 箇月	5,400	を
------	------	-------	---

」

「

定期駐車	1 箇月	5,500	に
------	------	-------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。